

三瓶エリア観光メニュー造成等支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三瓶山広域ツーリズム振興協議会が実施する、三瓶エリアにおける観光メニューの造成等への支援に係る助成金（以下、「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 三瓶エリア 大田市の国立公園三瓶山周辺地域ならびに、飯南町、美郷町の全域をいう
- (2) 観光メニュー 以下の要素をすべて満たすものをいう
 - ア. 三瓶エリア内の魅力を五感で体感できる体験プログラムや飲食物等の販売物品、および三瓶エリア内の来訪者の利便性や満足度を向上させるサービス
 - イ. 年間のうち、一定期間、または特定の時期にあわせて実施されるもの
 - ウ. 交付決定があった日の属する年度または翌年度中に実施が見込まれ、かつ、それ以降の継続が見込まれるもの
- (3) 造成等 観光メニューの新規造成および既存の観光メニューの拡大または改良をいう
- (4) ターゲット 三瓶エリア観光計画（平成28年11月30日策定）に定めるターゲット層（主として島根県内および山陽～関西方面の、ファミリー層、シニア層、女子層、外国人）をいう

(助成金の目的)

第3条 この助成金は、ターゲットのニーズにあわせた観光メニューの造成等により、多様なターゲットが四季を通じて楽しめる地域として三瓶エリアの魅力を向上させることで、三瓶エリアの来訪者や宿泊者の増加ならびに観光消費を拡大することを目的とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 三瓶エリアを拠点として事業を営む者であること
- (2) さんべエリアツーリズムネットワークに登録していること
- (3) 複数の団体または個人で事業を実施する場合は、代表者が前各号に該当していること

(助成対象事業)

第5条 助成金の対象となる事業は、次の全ての要件を満たす観光メニューの造成等とする。

- (1) 別表第1に定めるいずれかの分野に該当する観光メニューであること
- (2) 別表第2に定めるいずれかの要素を含む事業内容であること
- (3) 主対象とするターゲットが明らかであること
- (4) 観光メニューに新規性が認められること
- (5) 事業の継続および自立の見通しが明らかであること

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成対象外とする。

- (1) ハード整備にかかる事業（事業実施に付随する施設の一部改修を除く）
- (2) 政治的、宗教的、反社会的活動と認められる事業

（助成対象経費）

第6条 助成金の交付の対象となる経費は、前条第1項各号に定める事業に要する経費であって、次の各号に掲げる経費のうち、会長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 人件費（但し、事業実施のために、雇用保険および源泉徴収の対象外となる範囲での短期雇用をする者の経費に限る）
- (2) 謝金及び費用弁償
- (3) 材料費及び消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 広告料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) その他会長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、国または島根県の補助を別に受けている経費については、助成対象外とする。

（助成金の額）

第7条 助成金の上限および助成率は、別表第3に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

（事業実施期間）

第8条 助成事業の実施期間は、助成金の交付の決定があった日から、その属する年度の3月20日までとする。

（交付の申請）

第9条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、会長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第10条 会長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査したうえで、交付を決定することとしたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知を行うものとする。

2 会長は、前項の決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

（事業の変更・中止）

第11条 前条により交付決定を受けた者（以下、「事業者」という。）が、事業の計画を変更または中止する場合は、助成事業変更申請書（様式第3号）に必要事項を記載のうえ、速やかに会

長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更または中止について提出があった場合には、助成事業変更決定通知書（様式第4号）により、事業者に通知を行うものとする。

（実績報告）

第12条 事業者は、事業が完了したときには、助成事業実績報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。なお、実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日または助成金の交付の決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第13条 会長は、前条の規定により助成事業実績報告書の提出があったときは、その日から10日以内に内容を審査したうえ、事業の実施結果が適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第6号）により、事業者に通知を行うものとする。

（助成金の支払い）

第14条 事業者は、前条に定める助成金の額の確定の通知が会長からあったときは、支払請求書（様式第7号）の提出により、助成金の支払いを請求するものとする。

2 会長は、事業者から請求があったときは、その日から30日以内に助成金を支払わなければならない。

（概算払い）

第15条 事業者は、交付決定以降、助成金の概算払いを請求できるものとし、その方法については、前条に準ずるものとする。

2 事業者が概算払いで請求できる金額は、交付決定額の8割以内とする。

（事業名の明示）

第16条 事業者は、情報発信にあたっては、その媒体内に「三瓶山広域ツーリズム振興協議会助成事業」と明示しなければならない。

（助成金の経理等）

第17条 事業者は、助成金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

観光メニューの分野	観光メニューの内容
農林業・自然環境活用型	農林業やその産品、または温泉や草原、河川、森林などの自然環境を活かしたもの
宿泊施設利用促進型	宿泊を含む体験プログラムや、宿泊の魅力を高めるサービス実施など、三瓶エリア内の宿泊施設の利用促進に繋がるもの
エコツアー・環境保全貢献型	環境保全に繋がる観光メニューの実施や、料金の一部を周辺景観の維持管理に寄附または自ら活用するなど、三瓶エリアの環境保全に貢献するもの

別表第 2（第 5 条、第 7 条関係）

	要 素	事業内容
ア	商品造成	観光メニューの内容検討、観光メニューの実施に必要な物品等の作成、購入、賃貸借や、モニター実施に関するもの
イ	人材育成	専門家指導や研修の実施に関するもの。観光メニュー実施に必要な資格取得の場合、受講者の受講料および交通費も助成対象とする
ウ	情報発信	広報物の作成や、配布、広告の実施に関するもの

別表第 3（第 7 条関係）

該当数	助成額上限	助成率	備 考
3	100 万円	3 分の 2	事業費 150 万円以上で上限
2	50 万円	3 分の 2	事業費 75 万円以上で上限
1	10 万円	2 分の 1	事業費 20 万円以上で上限

「該当数」は、第 5 条第 1 項第 2 号（上記別表第 2）に定める 3 種の要素（ア・イ・ウ）のうち、あてはまる数を指す。